彦根市議会における災害発生時の対応要領

(目的)

第1条 この要領は、彦根市において大規模地震、風水害、大雪等の災害が発生したときに、彦根市議会および彦根市議会議員(以下「議員」という。)が彦根市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携を図り、市民の安全の確保に資するため、議員自らが迅速かつ適切な対応が取れるよう必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 彦根市議会議長(以下「議長」という。)は、市対策本部が設置されたときは、これに協力および支援するため、彦根市議会災害対策支援本部(以下「支援本部」という。) を設置するものとする。

(支援本部の組織)

- 第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部役員および本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部役員および本部員を指揮 監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長および副本部長を補佐するとともに、 支援本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、議員(議長、副議長および各会派の代表者にある議員を除く。)をもって充て、 本部長の命を受け、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

- 第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 議員の安否確認を行うこと。
 - (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
 - (3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に情報提供を行うとともに必要に応じて意見を述べること。
 - (4) その他支援本部が必要と認める事務。

(議員の対応)

- 第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自らの安否および居所または連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 支援本部から情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
 - (3) 被災地および避難所等で情報収集を行い、必要に応じて支援本部に報告すること。

(4) 被災地における救援活動に協力すること。

(災害発生時の参集)

- 第6条 本部長、副本部長、本部役員および本部員は、本部長が別に定める基準に従い、 本部長が指定する場所に参集するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本部長が災害の状況等により特定の場所に参集することができないと認める場合は、オンライン会議システム等を用いて参集するものとする。

(議会事務局の対応)

- 第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に情報提供する。
 - (2) 事務局職員は、支援本部の事務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。